

# 日本国憲法

## 第二章 戦争の放棄

### 第九条

①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



### 次 第

- 1 開会のことば
- 2 代表あいさつ
- 3 来賓紹介
- 4 講師紹介
- 5 講演(約1時間40分)
- 6 質問
- 7 閉会のことば

## 小高9条の会講演会

講師: 吉原泰助氏(福島大学前学長)

演題: 9条を守るとはどういうことか

〜日本国憲法の「ふるさと」小高にて〜

日時: 2006年2月5日(日)

18:30 ~ 20:45

場所: 浮舟文化会館ホール

## 【はじめに】

[1] バック・グランド: 私にとっての戦争 ——

幼少年期=15年戦争 —— わが家と戦争 —— 敗戦・戦後

[2] There never was a good war or a bad peace.

(T. Jefferson, 1743-1826)

「良い戦争あるいは悪い平和というものは、ついぞなかった」

付言<正義の戦争・止むを得ない戦争といわなかった権力は、ついぞなかった>  
聖戦・ジハード、自衛・解放(大東亜共栄圏)・民主主義・平和のため、等々。

イラク戦争も、テロからアメリカや世界を守る防衛(自衛)戦争〔大量破壊兵器の殲滅〕 ——→ 圧政打倒・民主主義確立の戦争

[3] 「今の繁栄と平和は英霊のお蔭」?? -

第2次世界大戦	世界	日	中	15年戦争	召集者*	戦死者	* 各
動員兵力(万)	1億498	970	—	福島県	183,596	62,084	市郡の
死者(万)	5,186	310	2,200	相馬郡	14,013	4,607	召集者
対人口比(%)	3.0	4.3	5.0	双葉郡	7,941	2,941	は文官
(最大/ソ=8.6	——	最小/米=0.2)		小高町	764	250	を除く

正確な文脈には —— 媒介環=日本国憲法第九条が必要！

## 【1】日本国憲法第九条

## 第二章 戦争の放棄

[ ]内補完

## 第9条

## 〔① 戦争放棄〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

## 〔② 戦力不保持・交戦権否認〕

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第一項=パリ不戦条約(1928年,日本も批准)や国際連合憲章(1945年)継承。

各国憲法も同趣旨の条文採用(普通国家共有)

○不戦条約=戦争の抛棄に関する条約: (1)第一条「国際紛争解決ノ為戦争に訴

ブルゴヲ非トシ……国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ(人  
民ノ名ニ於イテ)宣言」、(2) 第二条「一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起  
因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ処理又ハ解決ヲ求メザルコト」。  
○国連憲章=第一章第二条「すべての加盟国」は、3「その国際紛争を平和的  
手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないよう解決しなけれ  
ばならない」、同4「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使  
を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の  
目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」。

(第一項相当の中身は、既に、戦前の天皇制軍国主義国家でさえ批准、1929。  
しかし、15年戦争 — 一項の射程、その限界と自民党の思惑)

◎ 第二項こそ、日本独自/ 九条の真髓—— 改憲派の攻撃の標的

9条二項なかりせば、改憲策動ありや、恐らくない!

【II】軌跡: 九条二項の実質「改憲」=形骸化と政府の詭弁

《詭弁のパージョンアップ》

1950 【朝鮮戦争】( ~53年, 米軍出動による銃後の空白)

警察予備隊の創設 …………… 「警察力を補う」

51 講和条約締結

旧安保条約発効 (米陣営に組み込まれる)

52 保安隊に成長転化 …………… 「保安隊は弱体だから軍隊にあたらぬ」

54 日米相互防衛援助協定 (一層の軍事的義務を負う)

個別的・集团的自衛権確認

自衛隊法・防衛庁設置法 -- 「自衛のための必要最低限の自衛力は、  
(陸海空自衛隊ととのう) 戦力にあたらぬ」

1960 【60年安保】

1980 年代末・90年代初頭 ベルリンの壁崩壊・東欧ソ連解体

…………… 主な自衛隊の海外派兵(90年代始動)]

《時: 戦後派兵→戦時派兵へ

所: 自国領土→公海→他国領土へとエスカレート》

1987 国際緊急援助隊派遣法(92改正)

91 湾岸戦争

ペルシャ湾掃海艇派遣 (日本船舶の安全確保口実) <終戦後/ 公海>

【ソ連崩壊・冷戦終結】

92 国際平和協力法 (PKO) <終戦後/ 他国領土>

96 日米安保共同宣言 (安保条約改悪)

97 日米防衛協力新ガイドライン (軍事同盟アジア太平洋拡大)

99 周辺事態法 (「周辺」米軍の後方支援義務)

2001 【9.11】テロ対策特別措置法(米国主導の対テロ戦争支援)

海自インド洋派遣(他国海軍・船舶への給油) <戦時/ 公海>

03 有事3法 (戦時国内法・米戦争への参加・国民の協力義務)

イラク人道復興支援特別措置法(米国の侵略戦争=占領加担)

